

【令和6年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和6年12月13日 総務委員長 末永 直

- 「議案第168号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊本条例改正の内容について

マイナンバー法の改正により、マイナンバーを用いた情報連携の範囲が拡大され、本条例で定めていた重複する規定を削除するものである。

《意見》

＊マイナンバーを用いた情報連携は個人情報の漏えいの観点で懸念があるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第169号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第186号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第187号 川崎市役所第2庁舎解体撤去・広場等整備工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

＊本工事の増額の内訳について

増額の内訳は、公共工事設計労務単価等の改訂に伴う特例措置による単価の変更による約2,360万円、アスベスト処理範囲の増加による約7,200万円、コンクリートの追加処分による約2,500万円、地下1階部分の床下の隙間を塞ぐための流動化処理土の使用による約700万円、その他の理由による約290万円となっている。

＊アスベストの処理範囲が拡大した理由について

アスベストの処理範囲は、内装材等を事前に把握することが可能であるが、本会議場の壁の下地部分であるケイカル板及び外壁に取り付けられていたダクトについては、事前の調査が困難であり工事を進める中でアスベストの含有が判明し、処理範囲が拡大した。

＊アスベストの処理範囲の確認方法について

アスベストの処理範囲は、建築物に使われている資材の年代を確定した上で、

目視で確認するとともに、アスベストの含有の可能性がある資材の試験を実施して、確定している。

*** アスベスト処理方法について**

アスベストの発じん性が比較的低いレベル3の処理は、飛散しないよう撤去し、専用の袋に入れて処理することとなるが、発じん性が高いレベル2の処理は、対象箇所を完全に密閉し、作業員が防護服を着用するための前室を設ける必要がある。なお、本会議場の壁の下地部分に使用されたケイカル板は、レベル2の処理が必要である。

*** 公共工事設計労務単価等の改訂に伴う特例措置の概要について**

本特例措置は、設計時の単価より契約時の単価が上昇した場合に請負業者からの請求によって、契約時の単価に変更する制度である。本工事は令和4年12月時点の単価を採用して入札を行い、令和5年3月に単価の改訂があり、令和5年7月に契約したため、単価の変更により工事費が増額となった。

*** 仮に契約前に改訂された単価へ変更することとした場合の影響について**

改訂された単価に変更するためには、公告の手続からやり直す必要があるため、スケジュールの遅延を許容すれば可能である。なお、本特例措置については、請負業者へ通知が送付されることとなっているため、適切に単価等の改訂を把握していると考えている。

*** 本工事における今後のスケジュールについて**

令和7年2月28日が本工事の完成期限となっており、供用開始は令和7年3月の予定である。

*** 公契約条例の遵守に向けた取組内容について**

本工事における公契約条例の遵守に向けた取組として、事務所内に公契約制度に関するポスターを掲示し、チラシを配布した上で作業員が内容を確認した旨の署名をすることとなっている。

*** 第2庁舎周辺の歩道等の整備について**

本工事の完成に合わせて周辺の歩道を整備する予定である。周辺の道路は、川崎区道路公園センターに工事を依頼し整備を進めているが、本工事の完成までに整備が完了しない可能性があると聞いている。

*** 本工事完成後の周辺道路の変更箇所について**

本工事完成後、本庁舎と第2庁舎の間の道路は交通規制を変更し、歩行者専用道路とする。また、市役所前交差点は、県警との協議において、Uターンを防止するためのラバーポールを設置すると聞いている。

*** 市役所前交差点へのラバーポール設置に対する考えについて**

ラバーポールの設置については県警と協議を進めており、市として反対する予定はない。

*** ラバーポールの設置理由について**

県道9号から第2庁舎前の道路に右折するため、交差点が広がっているが、本工事に伴い、歩行者専用道路となり右折する車両がなくなるため、混乱を避けるためラバーポールを設置すると聞いている。

《意見》

- * 請負業者から過大に工事金額が請求されないよう、実態を正確に把握しながら契約事務に対応してほしい。
- * 第2庁舎周辺の歩道に段差が生じているため、本工事に合わせて適切に整備してほしい。
- * 本工事により周辺の歩道が狭くなっているため、歩行者の安全対策を徹底してほしい。
- * 市役所前東交差点は、本庁舎の駐車場に進入する車両で混雑している状況であり、市役所前交差点へのラバーポールの設置によるUターンの車両の増加で、更なる混雑が想定され、大変危険な状況になる。市役所前交差点におけるラバーポールの設置に関して、住民の意見を聴取し慎重に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第196号 令和6年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 労働会館改修工事における更なる増額の可能性について

本工事における地下埋設物の撤去に伴う費用は本補正予算に含まれているが、内装工事や単価の変更等により増額する可能性がある。所管局等と密に連携し、工事費の増額を可能な限り抑制し、早期の工事完成を目指したい。

* 労働会館改修工事における地下埋設物について

杭を打つ際に支障になる地下埋設物の撤去に要する費用は、本補正予算に含まれているため、更なる地下埋設物の撤去はないと考えている。

* 国庫負担金等返還金の内容について

当該返還金は、こども家庭庁が所管する子どものための教育・保育給付費負担金等であり、年度当初に概算で請求し、精算が完了したため計上したものである。なお、当該国庫負担金について保育事業等に充当している。

* 国庫負担金等返還金の財源について

国庫負担金等返還金の財源は財政調整基金であり、本補正予算により残額が約50億円余となる。

《意見》

- * 労働会館改修工事は、教育文化会館の工事にも影響を与えており、工期が延びるほど事業費も増えてしまうため、請負業者と適切に協議しながら円滑に工事を進めてほしい。
- * 労働会館改修工事の工事費の増額は過大となっており、予算要求時に財政局から所管局に対して、事業スケジュールを含めて説明を求めている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「諮問第1号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査

請求について」

- 「諮問第 2 号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」
- 「諮問第 3 号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」
- 「諮問第 4 号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」
- 「諮問第 5 号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」

《一括審査の理由》

政務活動費の返還命令に係る返還金に関する内容であるため、5 件を一括して審査

《諮問第 1 号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第 2 号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第 3 号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第 4 号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

《諮問第 5 号の審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

- 「請願第 21 号 アゼリア地下街の点字ブロック等の整備に関する請願」

《請願の要旨》

アゼリア地下街の点字ブロックは点在していることから、視覚障害者にとって方向が取りにくく、視覚障害者の自立した行動が困難である。視覚障害者が自身で進む方向と安全を確認できるよう、点字ブロックをつなげる等の整備を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎アゼリアは、昭和 61 年 10 月 1 日に最大級の規模の地下街として開業し、川崎駅前玄関口のイメージアップと川崎駅周辺の商業活性化を図るための核となる商業施設として機能するとともに、駅周辺の道路交通の円滑化等を図る地下駐車場を運営するなど、駅周辺の利便性に貢献している。

川崎アゼリア株式会社の事業目的は、公共地下歩道、公共地下駐車場、店舗及び事業所等の管理などであり、資本金 50 億円のうち市が 42.8 パーセントを出資し、その他 37 団体が出資している。

点字ブロックは、誘導を行う線状ブロックと警告等を行う点状ブロックの役割が異なる 2 種類のブロックがあり、それぞれを組み合わせて設置するほか、点状ブロックを単独で設置する場合もある。昭和 61 年の開業時から点字ブロック及び音声誘導装置を設置しており、平成 23 年の駅前広場再編工事では、総合案内板を触地図・音声

案内に変更するとともに階段の手すりの点字案内表示を追加し、令和５年７月には追加で点字ブロックを設置した。また、ソフト面の対応として、監視カメラ映像をオペレーターが確認し、警備員が駆けつけるとともに、巡回中の警備員及びスタッフによる声かけを随時実施している。川崎アゼリアは建築物であることから、福祉のまちづくり条例では、案内設備による誘導を点字ブロックに限定しておらず、音声及びその他の方法により視覚障害者を誘導する対応も可能としている。なお、令和３年５月の障害者差別解消法の改正により、令和６年４月１日から事業者による障害のある方への「合理的配慮の提供」が義務化されたところである。

川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金は、清掃、警備保安、照明、空調及び補修等の管理経費等を対象に公共地下歩道面積割合、通行者の利用目的割合及び地下歩道供用時間割合から、公共歩道を供用するために必要な額を算出し、市がアゼリアに対して負担している。

他の自治体が出資している地下街では、いずれも施設所有者が点字ブロックを設置している。

新たな点字ブロック等の設置については、施設所有者である川崎アゼリア株式会社が公益的な役割を踏まえ、経営判断するべきと考える一方で、地下歩道の公共性及び昨今の多様性等の社会情勢を鑑みるに、市としても視覚障害者に配慮した環境整備は必要であると考えていることから、費用面等の課題に関し、経済労働局が出資法人の所管局として関係局及び川崎アゼリア株式会社と調整している。

《主な質疑・答弁等》

*** 点字ブロックが点在していることによる視覚障害者への影響について**

点字ブロックを歩行誘導の目的として設置した場合、点字ブロックが案内設備等の目的物まで延長されていないことで視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になることが考えられる。なお、案内設備等までの経路については、点字ブロック以外に音声またはその他の方法による誘導が可能である。

*** 川崎アゼリアの開業時に点字ブロックを設置した経緯について**

点字ブロックの設置に関する要望があったため、当事者団体からの合意を得た上で、必要な箇所に点字ブロックを設置したと川崎アゼリア株式会社から聞いている。

*** 川崎アゼリアの敷地面積及び通行量について**

川崎アゼリアの敷地面積は５万６，４５４平米、売場面積は１万７８９平米である。令和６年８月に調査した１日当たりの平均通行量は、平日で約２８万８，０００人、休日で約２８万５，０００人である。

*** 川崎アゼリアに対する福祉のまちづくり条例等の適用について**

川崎アゼリアの建設時は、ハートビル法や福祉のまちづくり条例が施行される前であったため、点字ブロック等の設置義務は生じておらず、法的には既存不適格の扱いとなる。新たに増築等の建築行為を行う際は、現在の法律や条例に合致するように指導している。なお、平成２７年に行った改修工事については、同条例における事前協議の対象となる工事ではなかったため、法律や条例への適合義務は生じなかった。また、同条例上は、建築物については案内所まで連続した点

字ブロックの設置等が義務付けられているが、施設内全ての通路部分に点字ブロックを設置することまでは求められていない。

*** 既存不適格の建築物への対応について**

既存不適格の建築物については、新たな建築行為があった場合に、現在の法律や条例に適合するように指導及び助言をしている。また、建築主から建築行為に伴いバリアフリーに関する相談があった場合には、技術的指導を行うことのできるよう体制を整えている。

*** 福祉のまちづくり条例整備マニュアルにおける点字ブロックの設置の原則について**

福祉のまちづくり条例整備マニュアルにおいて、「点字ブロックの設置の原則は障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路、駅と利用が多い施設とを結ぶ案内の場合は継続的に設置する」と定められている。

*** 警備員が駆けつけた事例及び人身事故発生の有無について**

視覚障害者を介助するために警備員が駆けつけた事例は、月に数件程度生じていることを確認している。また、人身事故が発生した場合は、市に連絡が来ることとなっているが、本請願に記載の事故の発生は、川崎アゼリア株式会社の記録になかったことを確認している。

*** 他都市の地下街における点字ブロックの設置状況について**

他都市の地下街において、連続性のない点字ブロックの設置は確認できなかった。

*** 点字ブロックの設置状況が改善されない理由について**

点字ブロックを新たに設置するためには、費用面、高齢者等の転倒及び商品の搬出入への課題があると聞いている。

*** 連続した点字ブロックを設置した場合の費用について**

4年前の試算では、管理費を除き7,000万円から1億円の費用が必要とされていた。

*** 当事者団体と川崎アゼリア株式会社の協議の調整状況について**

当事者団体と川崎アゼリア株式会社で、年内に協議を開始する予定である。

*** 連続した点字ブロックの設置に関する今後の方向性について**

一括での点字ブロックの設置は費用面での課題があるため、当事者団体と川崎アゼリア株式会社の意向を擦り合わせた後、全体の整備計画を策定し段階的に整備する必要がある。費用面の課題については、整備計画の策定により、金額を算定した上で、関係局と協議する予定である。なお、川崎アゼリア株式会社は設置者であるため、一定の費用を負担する必要があると考えている。

*** 連続した点字ブロックの設置に関する施設内店舗からの意見聴取について**

点字ブロックの整備計画を策定する過程で、川崎アゼリア株式会社が施設内店舗から意見を聴くこととなる。合理的配慮の観点から、過度な負担にならないように意見を聴く必要があると考えている。

*** 連続した点字ブロックの設置時期について**

費用面の課題を解消する必要があるが、設置場所の優先順位を定めて、速やか

に設置について検討したい。

*** 点字ブロックの設置に関する市議会への報告時期について**

当事者団体との協議が実施されていないため、時期については未定であるが、可能な限り早急に方向性を示して取り組んでいきたいと考えている。

*** 本請願に係る関係局との連携について**

連絡通路を所管する建設緑政局及び当事者団体を所管する健康福祉局と連携し、課題に取り組む予定である。

*** 川崎アゼリアの地下歩道に関する都市計画法上の位置付けについて**

地下歩道は、公共の用に供される地下道として都市計画法上の道路と位置付けられている。

*** 川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の支出根拠について**

川崎アゼリアは公共性の高い施設であり、市が適正に費用を負担する必要があることから、年間1億8,600万円を上限として負担金を支出している。

*** 川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の算定開始時期について**

交通量調査を8月に行い、調査結果を11月に取りまとめ、12月末から算定のための調整を開始することとなる。

*** バリアフリーマップにおける川崎アゼリアの掲載状況について**

バリアフリーマップとは、高齢者、障害者及び乳幼児を連れた方の外出をサポートすることを目的として、平成24年から市のホームページのガイドマップかわさきで公開している地図情報システムである。現在、川崎駅周辺のバリアフリー基本構想では、地上部分のみを経路として設定しているが、当該基本構想に地下街も設定されることとなった場合には、バリアフリーマップに地下街の経路を反映することとなる。

*** バリアフリー基本構想の改定方法について**

バリアフリー基本構想は、関係団体や学識経験者が出席するバリアフリーまちづくり連絡調整会議に諮り、策定及び改定している。なお、改定の際には現場を確認し、関係団体や施設の所管部署と協議しながら、経路設定や目的施設を設定する。なお、川崎駅周辺に関するバリアフリー基本構想の次回改定時期については未定である。

*** 障害者権利条約等の規定内容について**

障害者権利条約第1条において、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と定められており、同条約第2条において、「合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定められている。

また、国の定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者の意向を尊重しつつ、代替措置の選択を含

め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」と定められている。

《意見》

- * 現在の川崎アゼリアの点字ブロックの設置状況では視覚障害者の歩行が困難であるとの声があるため、当事者団体から適切に意見を聞いてほしい。
- * 当事者団体と川崎アゼリア株式会社の協議において、当事者団体から様々な危険箇所を詳細に確認し、点字ブロックの設置状況を改善するよう市から促してほしい。
- * 点字ブロックが新たに整備された場合は、バリアフリーマップに地下街の経路を掲載するよう調整してほしい。
- * 連続した点字ブロックの設置は早急に行う必要があるため、一括での整備が難しい場合は段階的に整備することを検討してほしい。
- * 連続した点字ブロックの設置について、川崎アゼリア株式会社の責任とするのではなく、出資している市が積極的に関与し設置に向けて取り組んでほしい。
- * 施設内店舗に対して点字ブロックの設置に関して丁寧に説明し、視覚障害者と施設内店舗双方の合意形成が図られるよう配慮してほしい。
- * 地下街で火災が発生した際の視覚障害者の避難について、安全確保対策が重要な課題であるため、要領等の有無を確認し、関係部署と十分に協議して対応してほしい。
- * 以前から議会で点字ブロックの設置を求める意見があったにもかかわらず、請願が提出されたことを重く受け止めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 川崎アゼリアにおける連続した点字ブロックの設置は必要であると考えており、当事者団体と十分に協議し段階的な整備を求めたいと考えているため、本請願は採択すべきである。
- ・ 障害者差別解消法の合理的配慮の意義を十分考慮し、市が本請願に誠実に対応していく意向が確認できたため、本請願は採択すべきである。
- ・ 他都市の地下街は連続した点字ブロックが設置されており、川崎アゼリアのみが連続した点字ブロックを設置していない状況が長年放置されてきたことは看過できない。川崎駅の玄関口である川崎アゼリアは一日当たり約28万人が通行している状況を鑑みると、連続した点字ブロックの設置は必要であると考え、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択